ふくい健康づくり実践事業所認定制度実施要綱

（趣旨）

第１条　県民が生き生きと長生きできる健康長寿社会を実現するため、健康づくりに取り組む事業所等を「ふくい健康づくり実践事業所」として認定する制度（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

２　本制度は、県が主体となり、医療保険者等の協力を得て実施する。

（対象）

第２条　本制度の対象は、次のとおりとする。ただし、過去に経済産業省「健康経営優良法人」認定を受けた法人は除く。

(１)法人、個人事業者が県内に設置した事業所

(２)本制度の申請は、前号に定める事業所の本社等が一括して行うものとする。

(３)本制度の申請は、県外に本社等がある場合には、前号のほか支店等の事業所単位で行うことができる。

（用語の定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(１)ふくい健康づくり実践事業所　第５条に定める認定を受けた事業所をいう。

(２)協力保険者　本制度を県と協力して実施する公的医療保険者等をいう。

（事業所の取組み）

第４条　ふくい健康づくり実践事業所の認定（以下「認定」という。）を受けようとする事業所は、従業員等への健康づくりに関して、以下の取組みを行うものとする。

(１)従業員等の健康課題の把握と必要な対策の検討

(２)健康づくりの実践に向けた環境整備

(３)従業員等の心と体の健康づくり

（ふくい健康づくり実践事業所の認定）

第５条　認定を受けようとする事業所は、別表に定める認定基準（以下「認定基準」という。）を満たす取組みを実施し、認定申請書等（様式１－１～１－３）を知事が別に定める期間内に、知事、全国健康保険協会（協会けんぽ）福井支部長または各健康保険組合理事長（※健康保険組合連合会福井連合会加入団体に限る）あてに提出するものとする。

２　知事は、認定基準に基づき認定申請書等を確認し、適正と認められる場合は認定を行い、認定証（様式２）を交付する。

３　認定の有効期限は、認定日から起算して１年経過した日の属する月の末日までとする。

４　ふくい健康づくり実践事業所の中から、取組みが最も優良な事業所に対し知事賞を交付することができるものとする。

（現地確認等）

第６条　知事は、前条２項の認定申請書等の確認に当たり、認定を受けようとする事業所に対して、現地確認等を行うことができる。

　２　知事は、本制度の運用に当たり、必要に応じてふくい健康づくり実践事業所に対し、現地確認等を行うことができる。

３　認定を受けようとする事業所もしくはふくい健康づくり実践事業所は、前項に定める現地確認等に協力するものとする。

（ふくい健康づくり実践事業所への支援）

第７条　知事は、ふくい健康づくり実践事業所が行う従業員等への健康づくりに関する取組みに対し、次に掲げる支援に努めることとする。

　(１)ふくい健康づくり実践事業所が行う健康づくりに関する取組みを広報すること。

　(２)その他、健康づくりの推進のための支援をすること。

（内容の変更）

第８条　ふくい健康づくり実践事業所は、その認定または申請（以下「認定等」という。）の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式３）を知事に提出する。

２　知事は、変更届の内容が認定基準を満たしていると認められる場合には、継続して認定を行い、満たしていると認められない場合には、その認定を取消す。

（認定等の取下げ）

第９条　ふくい健康づくり実践事業所は、健康づくりに関する取組みを継続できなくなった場合など、認定等の取下げをしたい場合には、取下げ届（様式４）を知事に提出する。

２　知事は、取下げ届の内容が適正と認められる場合には、認定等の取消しを行う。

３　認定等の取下げを申し出たふくい健康づくり実践事業所は、認定証を返納する。

（認定の取消し）

第10条　知事は、ふくい健康づくり実践事業所に次に定めるいずれかの行為があった場合には、その認定を取消す。

　(１)従業員の健康を害するおそれのある行為

　(２)法令違反等、県民の信頼を損なう行為

　(３)その他、ふくい健康づくり実践事業所としてふさわしくない行為

２　認定を取消された事業所にかかる手続きは、前条の規定に準ずる。

（協力保険者との連携）

第11条　第５条、第９条および第１０条に定める手続は、協力保険者を経由して行うことができる。

２　県と協力保険者は、前項に定める手続きについて協議し、必要な事項を定めるものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

　　附　則

この要綱は、令和元年１１月１９日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和２年１０月２９日から適用する。

　　附　則

この要綱は、令和３年１０月８日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年１０月３日から適用する。

　　附　則

この要綱は、令和５年１０月１７日から適用する。